

意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 100-8974

(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき

住 所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

(ふりがな) けいさつちょう じょうほううしんきょくちょう おおむら まさる

氏 名 警察庁 情報通信局長 大村 優

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

警察庁では、電波は有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を極力、有効に利用すべきであることを充分に認識しており、電波の有効利用の推進に関する政府の施策に対して積極的な協力を働いているところである。

今般公表された、「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」において、国が開設する無線局に対する電波利用料負担に関する様々な見解が示されているところであるが、当庁としては、次のような問題・課題があることから、国が開設する無線局からの電波利用料徴収について反対するものである。

1 電波利用料徴収の有無によって、負担の公平性を判断すべきではない

報告書案には、負担の公平性確保の観点から、国にも一定の電波利用料負担を求めるべきという意見提起が示されているが、国が開設する無線局は、経済的活動を目的として開設されるものではないことから、負担の公平性に関して、国と、国以外の免許入とを、電波利用料負担の有無をもって単純に比較判断するのは適当でないと考えている。

特に、当庁が開設する無線局は、個人の権利と自由を保障し、公共の安全と秩序の維持など、国民生活の安心・安全の確保を担う警察活動を支える重要な役割を有するものであることから、現状どおり引き続き電波利用料徴収の対象外として頂きたい。

2 電波利用料徴収による電波の有効利用インセンティブは極めて限定的である

警察活動においては、発生した事案に対する迅速かつ的確な対処が常に求められているところであるが、これに応えるためには、無線通信を利用した通信手段の確保が必要不可欠である。

報告書案には、負担の公平性確保の観点に加えて、電波の有効利用を図る観点から、国も電波利用料負担をすべきとする意見が提起されているが、電波利用料負担増を理由として、警察無線機の使用を制限する、あるいは警察通信システムの全国整備を遅らせる等、警察活動を抑制するような対応をとることは、現在の社会情勢下においては到底取り得ないものである。

なお、現在警察庁では、狭帯域デジタル通信方式を車載通信系に導入し、全国整備を計画的に進めているなど、当庁としても可能な限り電波の有効利用を図れるよう、限られた予算の範囲内で努力しているところである。

3 電波の有効利用の程度について、定期的な調査・評価が行われている

総務大臣は、電波法第26条の2の規定に基づき、定期的に電波の利用状況調査を行うとともに、その調査結果に基づき電波の有効利用程度の評価を行うこととされている。

この評価においては、電波に関する技術の発達やその他の事情等を勘案して、電波の有効利用の程度が評価されているが、国が開設する無線局については、その評価結果を踏まえ、自ら適切な対応をとることが、最良の方法ではないかと考える。

4 国からの電波利用料徴収により、新たに国庫負担が生じることは避けるべきである

国が開設する無線局を対象として新たに電波利用料を徴収する場合には、電波利用料の多少に関わらず、納付側及び徴収側双方に対し、行政事務等に係るコスト発生が避けられない。

国から電波利用料徴収を実施しても国庫収入の増加につながるわけではなく、いたずらに行政コストを増加させ、行政の効率化に反するような仕組みを新たに設けることは避けるべきである。